



豊かな緑 住みよい環境 みんなで人づくり



衣笠校区

まちづくり推進計画

平成29年3月策定 令和5年3月改訂

衣笠校区コミュニティ協議会

目次

序章 はじめに

コミュニティ協議会会長あいさつ.....	1
計画策定の目的.....	2
計画期間.....	2

第1章 校区概要

第1項 校区の現状（位置、面積、人口・世帯数の推移、校区運営）.....	3
第2項 構成地区の現状.....	6
第3項 校区のまちづくりの経過（歴史概要、事業経過）.....	10

第2章 現況・課題等

第1項 地域課題・長所・資源.....	12
第2項 土地利用計画.....	15
第3項 まちづくり現況図（現況の課題等を図示する図面）.....	18

第3章 将来像等

第1項 地域コミュニティ活動の必要性.....	20
第2項 地域の将来像（地域が目指す将来像）.....	21
第3項 まちづくりの方針（将来像を実現するための分野ごとの方針）.....	21

第4章 主要施策

第1項 施策の展開.....	22
第2項 まちづくりの主要施策（分野ごとの方針を実現するための主要施策）.....	23
第3項 まちづくり計画図（主要施策等を図示する図面）.....	27

第5章 推進体制

第1項 推進体制（計画内容を実現するための推進組織、ルール等）.....	29
--------------------------------------	----

その他

①計画改訂の検討組織.....	30
②計画改訂の経過.....	30

序章≫ はじめに

コミュニティ協議会会長あいさつ

衣笠校区の10年後を見据え、平成28年度（当初計画平成18年度策定）に「衣笠校区まちづくり推進計画」を策定してから概ね5年が経過したことから、計画に掲げられた施策の進捗状況や課題の現状等を把握するための中間見直しを実施することとなりました。

校区会長就任以来、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、うつらない、うつさないために、手洗い・マスクの着用や3密を避けながら、シデコブシやササユリ等の里山保全活動、ホテル観察会など衣笠が誇る豊かな自然を生かした事業を重点的に実施しています。その他にも子育て支援講座、グランドゴルフ大会等のスポーツ事業や市民館まつり等の開催を通して、人づくり及び高齢者の生きがい支援を積極的に推進しています。

今後も「衣笠校区まちづくり推進計画」に基づき、様々な活動を通して校区内の絆を強め、将来像である「豊かな緑、住みよい環境、みんなで人づくり」の実現に向けて努力してまいりますので、校区民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月28日改訂

令和5年3月28日承認

令和4年度

衣笠校区コミュニティ協議会 会長 樋口雄士



計画策定の目的

■ まちづくり推進計画とは

- 校区まちづくり推進計画は、地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、概ね 10 年後の実現を目指し、平成 18 年度に市内すべてのコミュニティ協議会で一斉に策定された地域の将来ビジョンで、その中には各地域の現状・課題と将来像・主要施策が掲げられています。
- 計画策定の意義は、毎年度、役員交替が多く見られる地域コミュニティ組織において、地域の課題や活動目標を正確に引き継ぎ、長期展望による継続的な地域づくりの「活動指針」として活用することにあります。
- 市に対しても、計画の目標や主要施策等の内容・進捗状況について、行政・地域懇談会やまちづくりアドバイザーを通じて伝達し、地域が「どんなことを目標として、何を求めているか」明確にし、そのための必要な行政施策を求めて行く上でも有効な方法となっています。

■ 計画策定の目的

- 策定作業は、各コミュニティ協議会において、当初計画の内容を尊重しつつ、以下の点に留意し、校区の住民・団体等が地域を見直し、地域のあり方を再確認し、地域活動の充実を図るための方法書として活用されることを想定しています。
 - ア この計画は、地域が主体となって作り上げる「地域のための計画」です。
 - イ この計画は、地域の発展を目的とし、法令及び市の基本方針に反しない必要があります。但し、長期展望の中で、現行の土地利用計画等の転換を想定した将来構想を否定するものではありません。
 - ウ 実現施策には、「地域が自ら取り組むこと」「市や国・県に望むこと」がありますが、「個人・地域が主体的に取り組むこと」を中心に検討しています。
 - エ この計画の主要施策等に、市が実施する施策整備等を掲載する場合も、市の事業が総合計画等の方針に基づき進められることを理解し、これにより直接的に市に実施義務が生ずるものではありません。

■ 計画の決議・引継ぎ等

- 今回の計画改訂（中間見直し）は、令和 5 年 3 月 28 日に原案作成し、同日、校区総代会において決定しました。
- 今後、毎年度の校区コミュニティ協議会総会において、この計画の概要・進捗状況を報告し、可能な限り当年度の主要施策に盛り込みながら実現を図って行きます。

計画期間

■ 令和 5 年度～令和 8 年度

- 当初計画：平成 18 年度策定（平成 23 年度改訂）
- 二期計画：平成 28 年度策定（令和 4 年度改訂）

※新型コロナウイルス感染症の影響により 6 年間で中間見直し

《第1章》 校区概要

第1項 校区の現状

[位置]

衣笠校区は、田原市の北東部に位置し、南東部に市街化区域を、北西部に衣笠山をはじめとする深緑の山々を有しています。校区内には、汐川に注ぐ清谷川、庄司川、武助川、宮川が流れ、主要幹線道路である国道 259 号、県道 28 号線（旧国道 259 号）、田原赤羽根線が通っています。



[面積]

衣笠校区の面積は約 692ha で、市内 20 地区中 15 番目の広さとなっています。校区内には、市街化区域、農地、山林が混在しています。

[人口・世帯数の推移]

衣笠校区の人口は、令和 4 年 3 月末現在で 5,719 人（男性 3,051 人・女性 2,668 人）、世帯数は 2,497 世帯となっています。当初のまちづくり推進計画を策定した平成 18 年 3 月末と比較すると、人口は 200 人減少し、世帯は 166 世帯増加しています。

地区別に人口を見ると、鎌田、東滝頭、赤石が減少傾向、衣笠と八軒家が増加傾向となっています。

地区	平成18年3月末現在				平成28年3月末現在				令和4年3月末現在			
	男	女	合計(人)	世帯数	男	女	合計(人)	世帯数	男	女	合計(人)	世帯数
加治	748	770	1,518	455	800	802	1,602	599	783	775	1,558	643
衣笠	447	462	909	310	478	438	916	347	533	504	1,037	403
八軒家	409	422	831	263	482	482	964	309	513	508	1,021	343
藤七原	163	169	332	89	184	174	358	115	162	171	333	114
鎌田	375	438	813	280	342	417	759	280	315	344	659	280
東滝頭	564	0	564	564	361	0	361	361	308	0	308	308
赤石	487	465	952	370	455	437	892	394	437	366	803	406
衣笠校区	3,193	2,726	5,919	2,331	3,102	2,750	5,852	2,405	3,051	2,668	5,719	2,497

[校区運営]

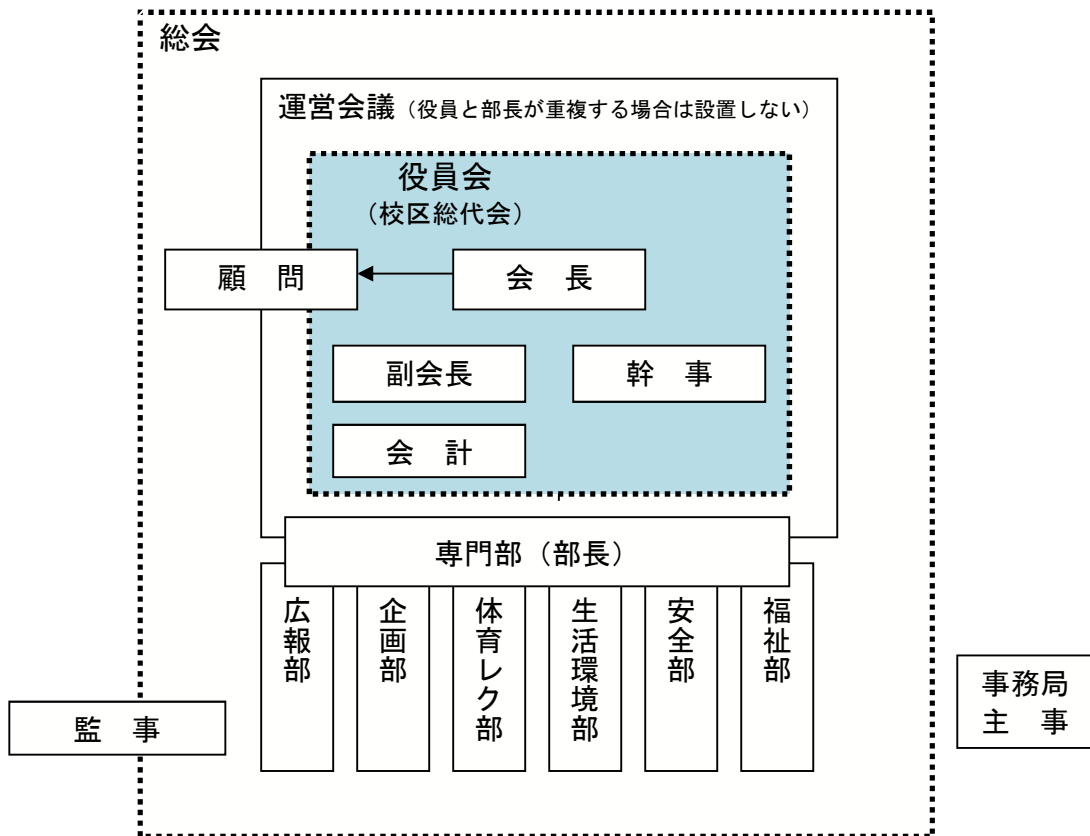
■ 組織構成

衣笠校区は、昭和 60 年 4 月 1 日の衣笠小学校開校に伴って新たに設置された校区です。当初は加治、衣笠、八軒家、藤七原、鎌田の 5 地区でスタートし、その後昭和 61 年に東滝頭が、平成 4 年に赤石が加わり、現在は 7 地区で構成されています。

校区運営は、衣笠校区コミュニティ協議会が行っており、年 1 回の総会、月 1 回の役員会のほか、運営会議、専門部が設置されています。計画立案等は役員会（校区会長、自治会長及び主事）が行い、総会の承認を経て、6 つの専門部が計画執行を図っています。

校区の取り組みとしては、市民館等の管理運営、校区で実施することが効果的な各種行事の開催などのほか、広報誌「きぬがさ通信」を年 1 回、「いくせい」を年 1 回発行しています。

■ 組織構成図



■ 行事

衣笠校区内で行われる主な行事は以下のとおりです。

R3d

種別	行事等名称
文化行事	市民館まつり、ホタル観察会、三世代交流(講演会)、地域ふれあい活動、研修視察、教室(高齢者手習い教室・音楽レクリエーション教室・習字教室・クラフト手芸教室)、しめ縄作り・餅つき大会、子育て支援イベント
スポーツ行事	ミニバレーボール大会、ディスクドッチ大会、綱引き大会、ゲートボール大会、グランドゴルフ大会、ロゲイニング大会、ヨガ講座
環境整備	学習の森草刈、藤尾山南斜面の里山林保全、ホタル育成

■ 地域の成り立ち

- ・ 市街地整備による人口増加に伴い昭和 60 年に新設された校区であるため、その区域内には旧田原村（田原区）の一部と旧加治村の地域が含まれています。
- ・ 旧田原村の区域には、地域自治組織として「田原区」が存在し、財産保全や地区を包括する自治活動を展開しています。衣笠町内会、八軒家町内会、藤七原町内会、鎌田町内会、東滝頭地区（企業寮）は、田原区に含まれています。
- ・ 旧加治村の区域には、加治区自治会と赤石自治会（赤石土地区画整理事業による住宅地整備に伴い加治区自治会から独立）が組織されています。
- ・ 田原市消防団の校区内の活動は編成時の経緯等から中部分団と南部分団の 2 分団に分かれて活動しています。

第2項 構成地区の現状

[校区構成地区の概況]

衣笠校区内の7地区は、それぞれ特色を持った地域性と運営形態を有しています。

■ 人口・世帯の状況

(R4.3 月末現在)

区分	総人口(人)			14歳以下(人)			15歳～64歳(人)			65歳以上(人)			世帯数
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
校区	3,051	2,668	5,719	428	379	807	1,974	1,562	3,536	649	727	1,376	2,497
	53.0%	47.0%		53.0%	47.0%	14.1%	55.8%	44.2%	61.8%	47.2%	52.8%	24.1%	
加治	783	775	1,558	109	115	224	452	416	868	222	244	466	643
	50.3%	49.7%		48.7%	51.3%	14.4%	52.1%	47.9%	55.7%	47.6%	52.4%	29.9%	
衣笠	533	504	1,037	101	86	187	321	290	611	111	128	239	403
	51.4%	48.6%		54.0%	46.0%	18.0%	52.5%	47.5%	58.9%	46.4%	53.6%	23.0%	
八軒家	513	508	1,021	95	94	189	310	295	605	108	119	227	343
	50.2%	49.8%		50.3%	49.7%	18.5%	51.2%	48.8%	59.3%	47.6%	52.4%	22.2%	
藤七原	162	171	333	27	24	51	93	93	186	42	54	96	114
	48.6%	51.4%		52.9%	47.1%	15.3%	50.0%	50.0%	55.9%	43.8%	56.3%	28.8%	
鎌田	315	344	659	41	29	70	181	212	393	93	103	196	280
	47.8%	52.2%		58.6%	41.4%	10.6%	46.1%	53.9%	59.6%	47.4%	52.6%	29.7%	
東滝頭	308	0	308	0	0	0	308	0	308	0	0	0	308
	100.0%	0.0%		—	—	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	—	—	0.0%	
赤石	437	366	803	55	31	86	309	256	565	73	79	152	406
	54.4%	45.6%		64.0%	36.0%	10.7%	54.7%	45.3%	70.4%	48.0%	52.0%	18.9%	

高齢化率（総人口における65歳以上人口の割合）は24.1%（H28.12末現在21.5%）で、市平均（29.2%）より低いものの、今後も高齢化が進むものと推測されます。また、市営住宅や多数の民間アパート、企業の独身寮等を有しているため、1世帯あたりの構成人員は2.29人で、市平均（2.66人）より少なくなっています。

14歳以下の人口の割合は、衣笠と八軒家が18.5%と高く、鎌田と赤石が約10%と低くなっています。また、東滝頭は独身寮のため0%となっています。

■ 加治

加治地区は、校区内で最も多い人口と、最も広い区域を有しています。地区内を東西に走る県道 28 号線と国道 259 号との間に大部分の住宅地があります。東側は平成 25 年度に完成した三河田原駅に隣接し、西側は藤尾山に挟まれ、農地は南北に市街化調整区域として広がっています。地区内には、田原警察署、渥美農業高校、市営緑ヶ丘住宅、稲場保育園などが公共施設としてあり、その他 J A 愛知みなみ農産物集積センターがあります。

藤尾山の加治区有林は、愛知県の「あいち森と緑づくり提案型里山整備事業」により平成 22 年度に県知事から表彰されました。こうした区有地を保有しているため、加治区自治会は認定地縁団体として認可を受けています。

各組から選出されている 18 人の評議員と 23 人の組長が加治の自治会を構成していますが、15 の加治地域独自のコミュニティ団体も様々な地域活動を支える大きな力となっています。

伝統行事として加治神明社の大祭や盛大な盆踊り大会、秋の運動会は、いずれも 50 回近く行われています。他にも開催 110 回を超える敬老会、加治独自の防災訓練も毎年続けられており、コミュニティ活動が地域の安全や安心の下支えとなっています。

課題としては、高齢化率が校区で最も高くなっており、どの活動も高齢者の占める割合が高く、ややマンネリ化しつつあります。若者層を増やし、若者の地域行事への参加度を高めていくことが、将来の加治地区の発展を左右する大きな鍵となっています。

■ 衣笠

衣笠地区は、田原市役所の西側そして衣笠小学校の東側丘陵地に位置し、地区の 3 分の 1 が市街化区域となっており近年住宅が増えております。江戸中期からの歴史ある伝統の「田原まつり」の五町の一つとして町内の老いも若きも祭りに参加をしています。立地的にも、歴史的にも、生活圏が田原市中心市街地に近い地区です。地区の中央を東西に流れる清谷川、そしてその清谷川沿いに立ち並ぶ数多くの桜並木、また隣接する新清谷公園付近の川には多くの鯉が生息をしており、地区の自然環境のシンボルとなっています。地区の東側には住宅地が形成され西側には農地が広がっています。そして地区のコミュニティ活動として、新清谷公園にて開催する「衣笠町内盆踊り大会」には、地区民交流のため多数が参加して手作りの盆踊りが行われます。

課題としては、旧来の住宅地において、狭い道路や樹木などの茂りにより緊急車両の進入が困難な区間があり、早急な道路整備が求められています。また、民間アパートなどが増加し、転入転出者の把握、コミュニティ活動への参加が問題となっています。

■ 八軒家

八軒家地区は、昔からの旧道と県道 28 号線の二つの道に沿った細長くコンパクトな地域です。東側にある市街化区域は二つの道に沿う従来からの住宅地とその後背地に近年新たに開発された住宅地からなっています。西側には農地、温室や畜舎が点在しています。また、県道 28 号線沿いには商店や工場が立ち並んでいます。

遊歩道が整備され里山保全が進められている稲荷山などの自然が豊かで、稲荷社大祭など、伝統の地区行事も受け継がれています。

課題としては、地区内の道路が全体的に狭いこと、二つの道に出る交差点の見通しが悪いこと、従来からの住宅地域と新たに開発された住宅地を含む区域との人口・年齢のバランスが悪いことなどが挙げられます。手狭で老朽化の進んでいる公民館については、現在、建替えを検討しています。

■ 藤七原

藤七原地区は、農地と宅地が混在する農村集落で、衣笠山や蔵王山の麓に広がる自然豊かな地域です。地区には、藤七原湿地植物群落(市指定文化財)のシデコブシや、清谷川で初夏に乱舞するゲンジボタルなど、貴重な動植物が生息し、せせらぎの会を中心に環境保全への活動に取り組んでいます。しかし、近年湿地の荒廃、里山へのごみのポイ捨て、ホタル鑑賞者増加による集落環境の変化や河川環境の変化などによる近年のホタル飛翔数の減少など、課題も少なくありません。更に、集落内道路が一部狭く、見通しが悪いことや緊急車両の進入に支障がある区間があり、早急な道路整備が必要です。

また、校区内では、地区の人口は東滝頭に次いで少なく、高齢化率は 28.8%と高くなっており、農業の二男、三男等の定住促進のために農振農用地の除外等の規制緩和が望まれます。また、地区の施設等を整備、管理するため、地縁団体が設立されており、伝統行事として酒の神様を祭る松尾社の大祭も行われています。

■ 鎌田

鎌田地区は、市営鎌田住宅と東滝頭住宅を中心に、農地と住宅地が混在した地域となっています。北側は田園地帯でゲンジボタル幼虫の放流が行われている庄司川が流れ、南側には衣笠小学校の学習の森、稲荷山を含む遊歩道が縦断し、自然を愛する人にとっては住みやすい土地となっています。

課題としては、独居老人および老人夫婦家庭の増加により、今後は地域活動の内容を見直して行く必要があります。また、集落内道路に一部歩道が設置されていない場所があり、滝頭公園を利用する児童など自転車の通行に危険を伴っているため、早急な対応が必要となっています。

■ 東滝頭

東滝頭地区は、トヨタ自動車(株)田原工場の独身寮1～3寮で構成されており、地区の住民は全て生産年齢人口の男性となっています。地区組織というより会社組織であり、地区区域も全て会社の所有地となります。総代は、辞令による職務として校区や会社との連絡調整にあたっています。また、それぞれの寮には寮生会があり、校区行事への参加も図られています。

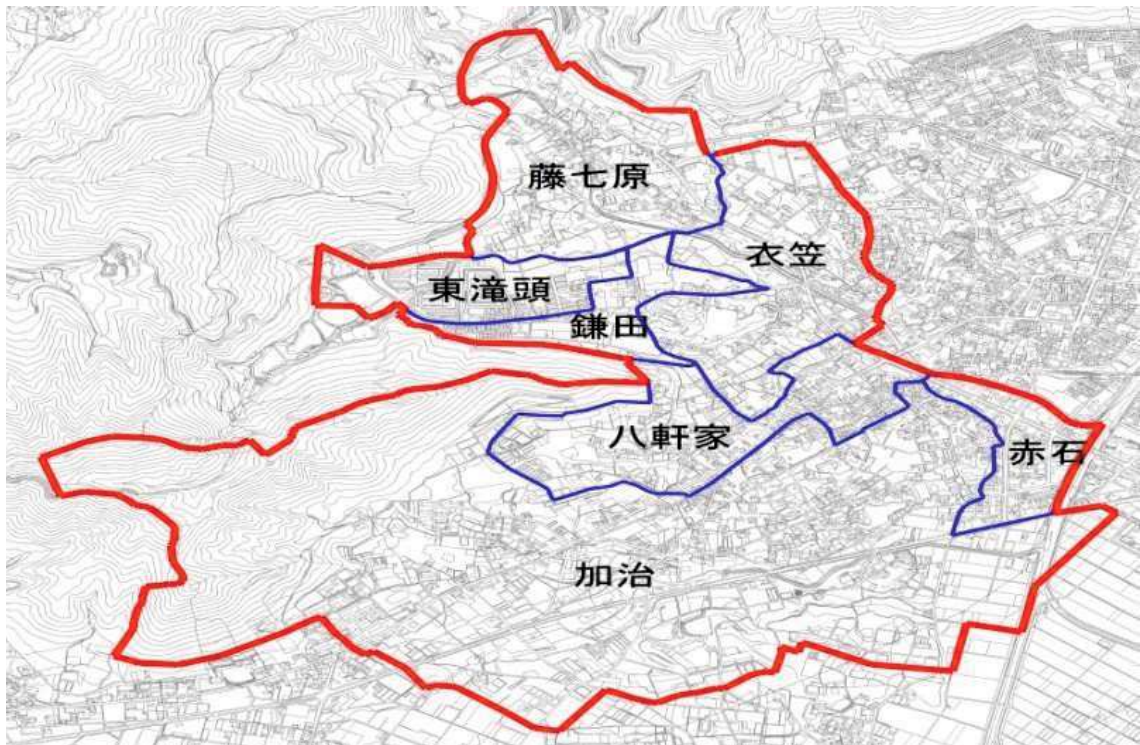
■ 赤石

赤石地区は、区画整理事業により田原市中心市街地に隣接して、平成4年に誕生した閑静な住宅街です。その全域がインフラの整備された市街化区域となっており、地内には田原福祉センター、県営赤石住宅や赤石こども園等の施設があり、近くには愛知厚生連渥美病院もあります。

新しい市街地である為、清潔で活気がある反面、集合住宅が多く、定住しない世代が多いため、自治会役員等の担い手が少ないといった課題があります。更に、住人は若くて外国人も多いためか、ごみ出しルールが守れないといった課題もあります。

近年では、高齢者や独居老人の集合住宅への入居が増加しているため、様々な問題が起こりつつあります。

校区構成地区図



第3項 校区のまちづくりの経過

〔校区の歴史概要〕

衣笠校区は、昭和60年4月1日の衣笠小学校開校と同時に、中部校区から分離する形で発足しました。当初は加治区、衣笠、八軒家、藤七原、鎌田の5地区でスタートし、その後、昭和61年には東滝頭が、平成4年には赤石が編入し、現在は7地区で構成されています。

校区発足後に開発された赤石地区や東滝頭地区など都市化の影響もあり、当初4,030人だった人口は増加のピークを経て5,719人に、世帯数は1,041世帯から倍以上の2,497世帯へと増加しています。

都市化に伴い、生活基盤が徐々に整備されるとともに、田原福祉センターや葬祭場等の主要な公共施設が立地し、校区の活気を醸成しています。

一方、下水道の完備や減農薬化によって、校区内を流れる清谷川や庄司川および宮川が浄化されたこととともに、愛好家などの努力によって、安定した環境が作られ、近年は多くのゲンジボタルが飛び回っており、校区における初夏の風物詩になっています。

また、衣笠山、滝頭山、稲荷山、藤尾山など豊富な森林資源を有し、校区民の手により衣笠自然歩道や衣笠学習の森、藤尾山南斜面の整備が進められており、地域における里山保全の取り組みとして注目を集めています。



蔵王山山頂から
衣笠校区を望む



衣笠市民館

〔校区の主な事業経過〕

昭和60年 4月	衣笠小学校が開校
	衣笠校区コミュニティ協議会が発足
昭和61年 3月	衣笠市民館が竣工
昭和61年 4月	東滝頭地区が編入
昭和61年	赤石土地区画整理事業に着工
平成 4年 4月	赤石地区が編入
平成 6年11月	赤石土地区画整理事業が完工
平成15年 2月	衣笠市民館多目的ホールが完成
平成16年10月	衣笠拠点公園が完成
平成16年11月	衣笠小学校開校20周年記念式典を開催
平成19年 3月	田原バイパス完成
平成22年 3月	市営緑ヶ丘住宅完成（5棟69戸）
平成22年 7月	加治区自治会の藤尾山整備活動が県知事表彰
平成23年 7月	田原警察署完成（免許更新受付）
平成26年 3月	衣笠市民館が文部科学大臣から優良公民館表彰
平成26年11月	衣笠小学校開校30周年記念式典を開催
平成27年 4月	南部・加治保育園を統合した稲場保育園が開園
令和 3年 4月	新田原斎場供用開始



令和3年田原斎場供用開始



平成27年稲場保育園開園

《第2章》 現況・課題等

第1項 地域課題・長所・資源

校区住民の意識は、市民意識調査結果等から判断して、前回の計画策定時から大きな変化がないことから、当時実施した住民意識調査を引用しつつ、現状を踏まえ、衣笠校区の地域課題・長所・資源を示します。

1 住民意識

(1) 地域の暮らしやすさ

田原市街地の西側に位置し、公共施設や病院、駅、商業施設も比較的近くにあり、生活の利便性が高い地域です。地域内には市街化区域と市街化調整区域があり、新興住宅地区と自然豊かな田園地区が共存しています。

田園地区にはホタルの生息する清流が流れ、里山には貴重な植物群落のシデコブシやミツバツツジ等の自生地もあります。上下水道の整備による水質改善などライフラインの整備が進み、後世に残すべき優れた自然環境の保全活動、また里山の再生・活用などにも力を入れています。

豊かな自然や生活の利便性にはおおむね満足していますが、一部に道路が未整備の箇所があり不便を感じています。

(2) 住まいの周辺環境

持ち家とアパート等の混在や住民意識の変化により近所付き合いが希薄化してきていると感じています。また、高齢化等による耕作放棄地や空き家の増加、老人世帯の増加による将来のコミュニティバランスを心配する声があります。



赤石Kモール付近

(3) 人の結びつき

地域内では人情も厚く人間関係も良好であると感じている反面、地域内に新規の住宅やアパートなどの集合住宅も多く、隣近所の付き合いや助け合いが希薄化しつつあると感じています。新しく転入してきた新規住民のコミュニティ活動への積極的な参加や新旧住民の交流などに課題があります。

2 地域活動

(1) 地域活動等の認知度・参加状況・意見等

地域活動への参加状況はごみ拾いや防災訓練への参加率が高くなっています。また、校区・地区のスポーツ大会、市民館まつりなどにも半数以上の人が参加経験を持っています。また、個人の地域環境活動への取組みも活発です。その反面、特に何もしていない人も居るのが現状です。

隣近所の付き合いや助け合いが希薄化しつつある中で、今まで以上に校区・地区主催

の魅力ある文化・スポーツ行事等の企画で参加者を増加させる必要があります。また、環境美化活動や防災・防犯活動、子どもの健全育成活動や高齢者の福祉活動への重要性が高まってきています。

3 生活基盤

(1) 公共系の生活基盤の状況・意見

地域内道路では、狭いところや見通しの悪いところ、歩道やカーブミラーの未整備な道路があります。特に衣笠小学校の周辺の通学路で、一部歩道の未整備箇所があり危険であると感じています。

河川や水路などの排水設備は、大雨時に排水不良により雨水があふれたり、道路が冠水したりする箇所も見られ、改善が必要です。

公共交通機関である、路線バス（伊良湖本線・支線）及び田原市コミュニティバス（市街地バス）は大切な移動手段であり、継続するためにも利用促進していく必要があります。

(2) 生活・自然環境の状況・意見

公園等へのごみのポイ捨てや犬の散歩時にフンを片付けない人は少なくなりましたが、いまだに見ることがあります。ごみ出しルールを守れない人も地区によっては多く、不衛生で生活環境に支障をきたしています。

校区内には清谷川をはじめとして複数の川があり、その上流にはホタルの飛び交う清流やミツバツツジ・シデコブシの群生地など、貴重な自然が多くあります。そのため、ホタルの飛翔する時期には校区外の人も含め多数の観察客が訪れるため、生活道路への路上駐車等により地元住民の生活環境に支障をきたすこともあります。

川の中流域も下水道整備により清流を取り戻し、昔のようにフナや鯉などが見ることが出来ます。川沿いのウォーキングロードも市民の健康づくり活動や花見などに利用されています。しかし、土手の樹木、雑草など、美観も含めた整備はまだ不十分となっています。



シデコブシ



衣笠自然歩道

校区背後地の衣笠山、滝頭山、稲荷山、藤尾山などには遊歩道やハイキングコースが設けられ多くの市民の憩いと健康づくりの場となっています。こうした中、稲荷山、扇原、赤松山等の北斜面では田原区が県の補助を受け、定期的の間伐を進めています。また、藤尾山南斜面でも加治区自治会が同様に補助を受け、里山保全の試みが行われています。こうした活動で、里山の再生や活用に取り組んではいないものの、十分とはいえない状況です。

(3) コミュニティ施設等の状況・意見

地域内の滝頭公園の利用率は、校区内でも高くなっています。

市民館や地区集会所は多く利用されていますが、一部の地区集会所では老朽化や駐車場が不足しており、重要性が高い防災・余暇・地域活動等の拠点としては機能が不足しています。

(4) その他の施設や機能等の状況・意見

屋外放送は通常時の行事案内はもとより、災害時には貴重な情報伝達手段ですが、屋外放送がよく聞こえないという地区があり、代替設備等が必要となっています。

民間アパートが増加し、その居住者の把握が困難な場合があります。情報の伝達や災害時の安否確認などに支障をきたす恐れがあります。

4 産業基盤など

(1) 地域産業の状況・意見等

地域内の農家は、兼業農家の比率が高く、後継者不足や農業従事者の高齢化による労働力不足から農地に雑草が繁茂するなど非耕作地が増加しています。こうした非耕作地は景観上好ましくないばかりでなく、ごみが不法投棄されたり、冬場は枯れ草火災の原因になるなど防災・安全面からも対応が必要となっています。

(2) その他の状況・意見

高齢化が急速に進む中、地域は元気な高齢者に地域活動を担う貴重な存在として活躍できる場所や機会を提供していく必要があります。

地域の業務は、従来の業務に加え防災業務など年々重要度が増してきています。こうした中、少しでも役員の負担を軽減する必要があります。

また、情報連絡手段である回覧などの文書や配布物が多いので、必要最小限とするよう簡素合理化が望まれます。



はつらつシニア体操



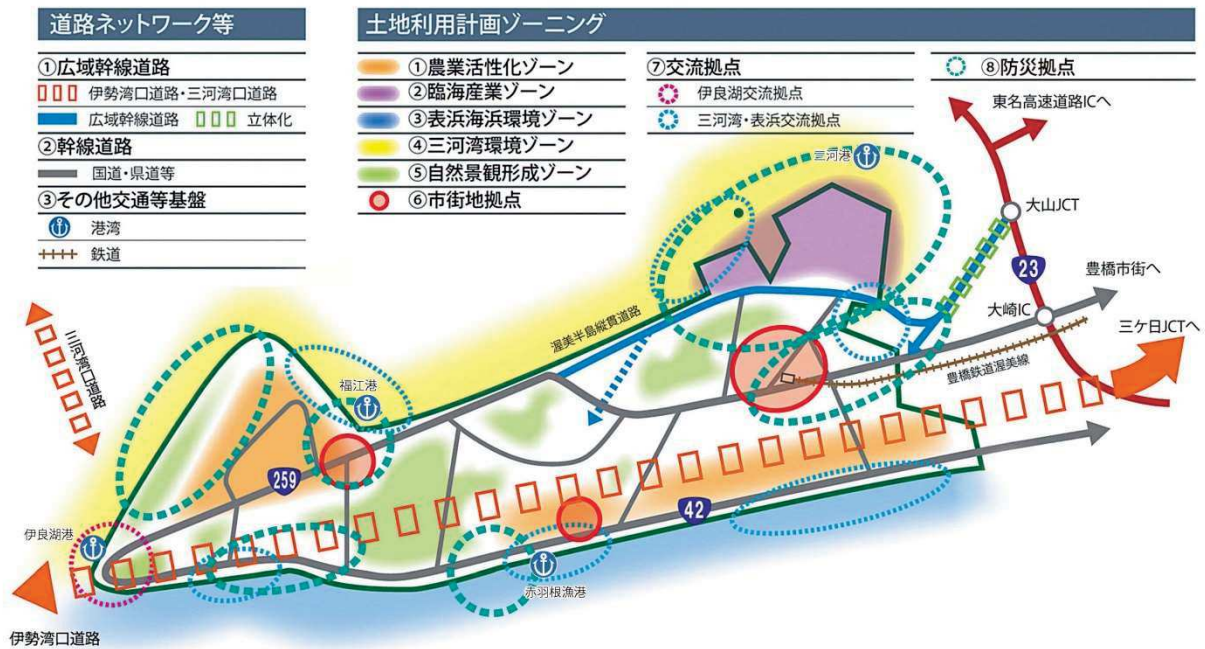
校区ミニバレー大会

第2項 土地利用計画

1 市の土地利用計画

上位計画である「田原市総合計画」が示す都市構造概念図によると、衣笠校区は「市街地拠点」及び「自然景観形成ゾーン」にゾーニングされており、生活基盤と自然環境のバランスがとれた地域として、今後の発展が期待されています。

■ 土地利用概念図



2 土地利用上の規制

衣笠校区における土地利用は、市街地・集落・農地・森林・自然公園など、校区まちづくりの将来像の実現に向けた秩序ある土地利用を実現するため、関係法令に基づく様々な土地利用上の規制を調整しながら進めることとします。

また、校区の美しい景観形成についても、校区住民、事業者、団体との協力を得ながら進めていくこととします。

(1) 都市計画区域・市街化調整区域など

校区の全域が都市計画法に定める『都市計画区域』に指定されています。また、都市計画区域の中でも赤石地区や既存市街地に隣接した地域が、市街化を促進すべき『市街化区域』に指定されています。一方、農村地域は市街化を抑制すべき『市街化調整区域』に指定されています。市街化調整区域内では、建築物や工作物のために土地の区画・形質を変更するには、都市計画法による開発行為の制限が行われています。

(2) 農業振興地域・農用地など

市街化調整区域のうち大規模な山林等を除く大部分が、『農業振興地域』に指定されています。農業振興地域では、農業振興地域整備計画で指定された用途以外への転用が規

制されています。中でも、『農用地域』の指定地域は、原則として、農業の振興に寄与する農道や用排水路などの農業用施設以外への転用が厳しく制限されています。

(3) 地域森林計画対象民有林・保安林

校区内の山林は、その大部分が『森林計画対象民有林』に指定されており、1ha以上の林地を開発する場合には許可が必要となります。また、1ha未満の立木の伐採でも事前届出が必要となります。

さらに、滝頭など山林の一部は『保安林』に指定されており、立木の伐採や土地の形状変更などの行為は原則として禁止されています。

(4) 国定公園・県立自然公園など

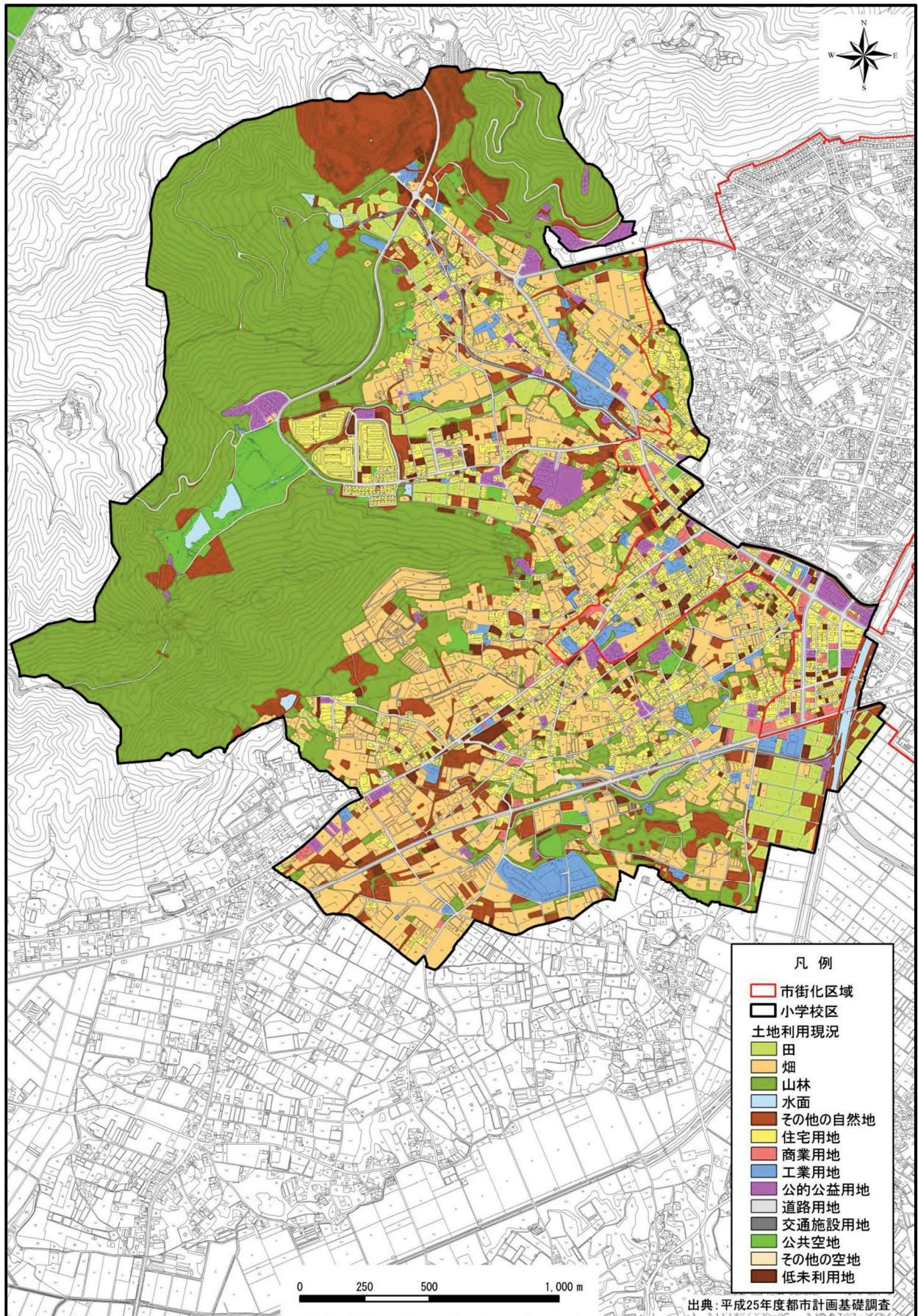
校区内の全域が『渥美半島県立自然公園』の区域に指定されており、一部は『三河湾国定公園』に指定されています。公園区域では自然環境や景観の保全のため、土地の形状変更や構築物の建築など一定の行為が規制されており、行為をしようとする者は、許可申請、届出などの手続きが必要となります。

こうした法規制のほか、急傾斜地崩壊危険区域内や砂防指定地内、埋蔵文化財包蔵地内などでの規制などもあります。



滝頭山

■ 土地利用現況図



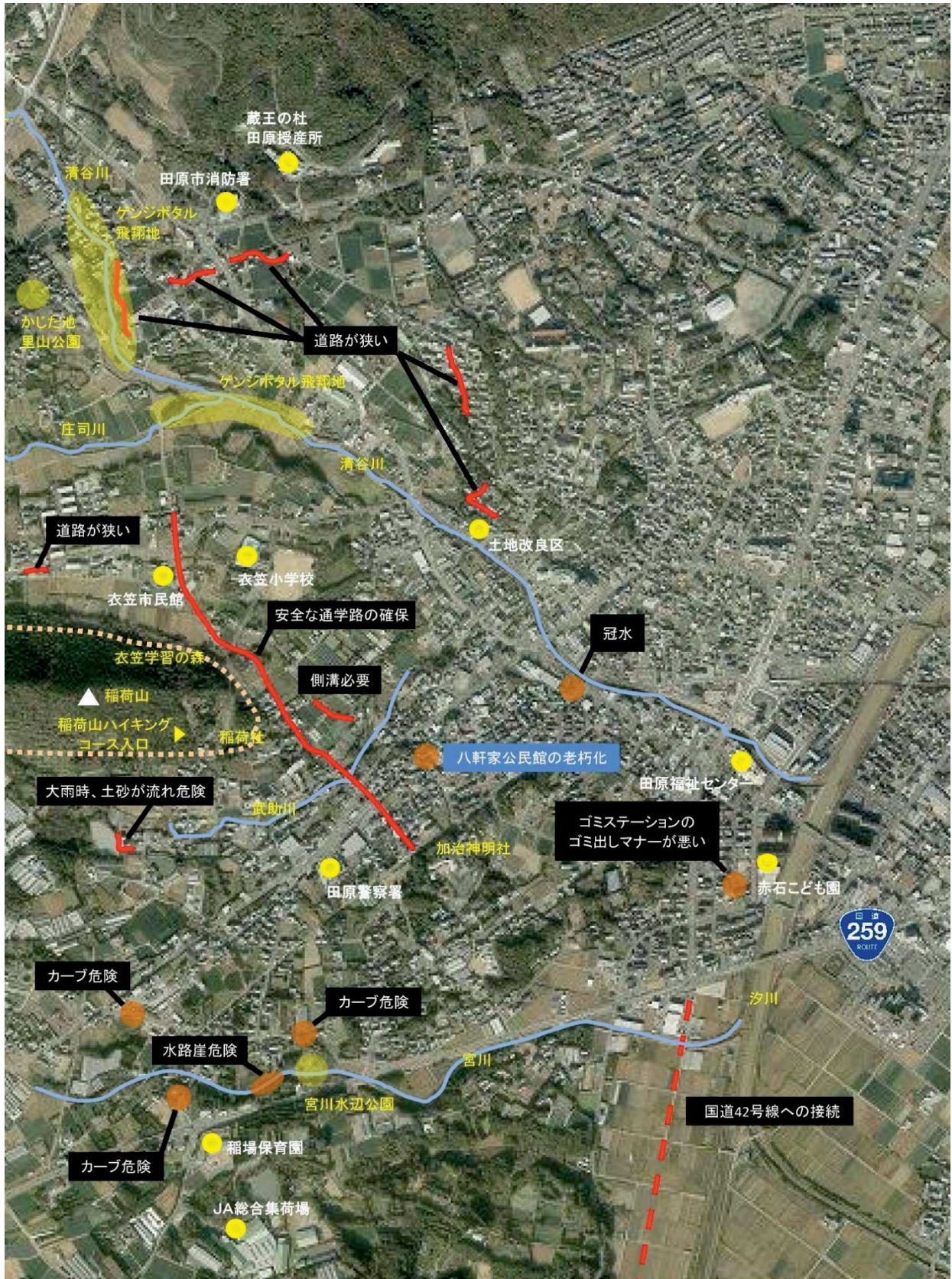
第3項 まちづくり現況図

■ 衣笠校区まちづくり現況図

凡 例

- 公共施設等
- 危険・問題箇所
要改善施設等
- 要改善施設等
- 主要河川





《第3章》 将来像等

第1項 地域コミュニティ活動の必要性

1 社会動向・問題の深刻化

全国的な傾向と同じく、田原市の人口は減少傾向にあり、高齢化率が上昇を続けています。また、田原市は日本有数の農業地域であり、工業都市でもあります。市民はさまざまな職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化しています。隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者への支援などの助け合いの活動が必要となっています。

衣笠校区でも、耕作放棄地や里山の保全等、当事者や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。

2 住民意識・つながりの変化

就労の多様化や自動車移動等により、住民が顔を合わせる機会が減少するとともに、家庭・地域・職場のいずれでも行動の個別化や助け合いの喪失等により、人と人との関係が希薄化しています。プライバシー保護への過剰反応、経済優先の暮らし方、行き過ぎた個人主義や権利主張を強調する社会風潮等により、社会モラルが低下する傾向にあります。

地域社会のつながりが希薄になると治安・安全の問題が生じ、社会コストが増加するばかりか、経済活動にも悪影響を及ぼすことが様々な研究から報告されています。

3 地域コミュニティへの期待と助け合い活動の展開

自助から始まり、共助、公助へ展開する補完性の原則による地域活動において、多様な意見の集約・合意形成は自治組織である自治会や校区コミュニティ協議会以外にはできない機能です。地域ごとに異なる課題やニーズを取りまとめ、助け合いによる課題解決により、地域づくりを進める牽引役として、地域コミュニティへの期待は益々高まっています。阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などで見られた自主防災活動を始め、環境維持・保全、地域福祉活動、防犯・交通安全活動等は、地域住民が互いに協力しなければ成果が得られないことばかりです。

また、活動が活発化すればするほど、役員や担い手の確保が困難となることから、人と人との絆づくりの強化から出発し、人材を確保した上で、必要な活動に取り組むことが求められています。

4 行政の変化・田原市の方針

平成12年の地方分権一括法の施行、さらに平成23年の地域主権改革一括法の施行により、国・県の関与が少なくなり、市が自らの意思で決定できる行政サービスの範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。

田原市は、田原市総合計画（平成19年3月策定/平成25年3月改定）に基づき、平成20年に田原市市民協働まちづくり条例を施行し、市民協働まちづくり方針を策定、見直しを行い、地域コミュニティを柱とする協働のまちづくりを進めています。

第2項 地域の将来像

衣笠校区は、その恵まれた環境を活かし、田原市総合計画が掲げる「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の一翼を担うべく、次のような地域の将来像を定めています。

豊かな緑

住みよい環境

みんなで人づくり



第3項 まちづくりの方針

「地域の将来像」を実現するため、まちづくりに必要な要素を4分野に区分し、それぞれの目標を次のとおり掲げています。

1 校区のコミュニケーション(みんなで人づくり)

「老いも若きも みんなでつくろう 明るい衣笠」

個性あふれる取り組みで、校区民の一体感の醸成を目指します。

2 校区の活動(みんなで人づくり)

「愛・夢・感動 みんな集まれ さわやか衣笠」

人と人が支えあう、やさしさあふれる活動を推進します。

3 校区の自然環境(豊かな緑)

「豊かな自然 みんなで守ろう 美しい衣笠」

衣笠校区の誇りである豊かな里山や清流を守り、活用を図ります。

4 校区の生活環境(住みよい環境)

「安心安全 みんなで築こう 住みよい衣笠」

安全で快適な生活空間の創造を目指します。

《第4章》 主要施策

第1項 施策の展開

1 地域意識・連帯感づくりから具体的な活動への展開

地域コミュニティ活動を効果的に実施するには、まず、「地域への所属意識・連帯感」の高揚に重点を置き、その上で具体的な「相互の助け合い」や「個人による地域社会への貢献活動」、「みんなで行う住みよい地域づくりの活動」へと展開していく必要があります。

2 施策実現のためのその他の留意点

(1) 目標・目的の共有化

地域活動への参加・協力の拡大や事業の効果的・継続的な推進を図るには、地域の現状と住民意見の把握による地域ビジョン・活動計画が必要になります。

- ・地域活動の目的を明確化し、魅力ある事業計画・年間スケジュールを作成・周知する。

(2) 全員参加の活動体制

全員参加の活動体制を進めるためには、役員の負担軽減、参加意識の向上、活動の活性化、地域課題の解消を図ることが重要になります。

- ・役員の職務を分散し、個々住民や各種団体等が立場に応じて活動に参加する体制に見直す。
- ・専門分野の課題に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に課題に対処する体制を整備する。

(3) 各種団体の育成・人材の養成

各種団体の育成・人材の養成を進め、個々の住民の地域活動への関心向上・役割認識、地域内の繋がりづくり、地域活動の担い手確保を実現する必要があります。

- ・地域活動を支える各種団体の活動を支援し、地域を担う人材を養成する。
- ・専門分野の課題解消に取り組む委員会・役職を創設し、長期的に課題に対処する体制を整備する。




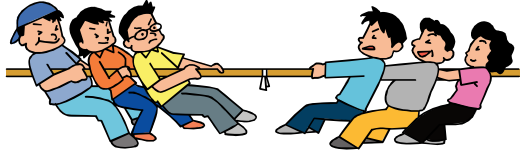
第2項 まちづくりの主要施策

衣笠校区の将来像や、まちづくりの方針を実現するための方策を4つの分野ごとに示します。



1 校区のコミュニケーション



老いも若きも みんなでつくろう 明るい衣笠

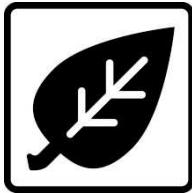
主要施策名	施策内容	種別		実施主体				
		ソフト	ハード	校区	地区	団体	市	国県
市民館活動推進	子どもからお年寄りまで、誰もが楽しく参加できる魅力ある市民館まつりを開催し、校区民の交流を図る。また、新たな催しについても検討する。 講座・教室等の活動を推進する。	<input type="checkbox"/>		●				
スポーツ大会支援	ミニバレー・綱引き・ロゲイニング・ディスクドッジ・グランドゴルフ・歩け歩け大会等を支援し、校区民の交流を活発にする。 	<input type="checkbox"/>		●				
校区団体育成支援	子ども会・老人会・スポーツ少年団・市民館活動団体等の育成・支援を行い、地域活動の活性化と校区民の交流を図る。 	<input type="checkbox"/>		●				



2 校区の活動

愛・夢・感動 みんな集まれ さわやか衣笠

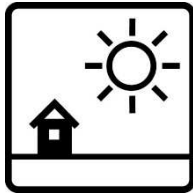
主要施策名	施策内容	種別		実施主体				
		ソフト	ハード	校区	地区	団体	市	国県
あいさつ運動	あらゆる世代、あらゆる機会であいさつ運動を展開し、住み良い地域づくりを推進する。	<input type="checkbox"/>		●	●	●		
青少年健全育成推進	三世代交流事業の開催や広報紙「きぬがさ通信」や「いくせい」の発行、教育講演会等により青少年健全育成を推進する。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	
高齢者生きがい支援	老人会と子どもたちとの触れあいの場を提供するなど、高齢者の参加・活動の場を広げる。 	<input type="checkbox"/>		●	●	●		
定年退職者生きがい支援	団塊の世代をはじめとする定年退職者が、里山保全や環境美化活動等に取り組む。 	<input type="checkbox"/>		●		●	●	
若者定住促進	若者にとって魅力ある住みやすい地域づくりと、若者が参加しやすい行事のあり方等について検討する。また新旧住民との融和を図る。	<input type="checkbox"/>		●				
一声運動	回覧板を回す時などを活用して、独居老人や高齢者世帯への声かけ運動を展開し、地域での見守り活動を推進する。	<input type="checkbox"/>		●	●			
市民館活用促進	管理や運用を常に見直し、誰もが親しみやすく、より利用しやすい市民館を目指す。	<input type="checkbox"/>		●				
地域内の助け合いの推進	隣近所や自治会・町内会又は校区内での助け合い活動により、安心して暮らせる地域づくりを推進する。	<input type="checkbox"/>		●	●	●		
(新) 多文化共生の推進	外国人と互いの文化の違いを認め合い、衣笠のイベントへの参加の推進やごみ出しルールの遵守等の理解を図る。	<input type="checkbox"/>		●	●	●		



3 校区の自然環境

豊かな自然 みんなで守ろう 美しい衣笠

主要施策名	施策内容	種別		実施主体				
		ソフト	ハード	校区	地区	団体	市	国県
里山づくり推進	衣笠自然歩道、稲荷山、藤尾山南斜面、黒川池周辺等の整備を推進し、里山の再生・維持を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●
衣笠学習の森整備	下草刈りや間伐などの整備やササユリ保護を校区民の手で行い、衣笠小学校の自然学習等への活用を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●		●	●	
ハイキング普及促進	里山を活用したハイキングコースの整備・改修とハイキングを推奨し、衣笠校区ならではの取り組みとする。また、近年の健康ブームで利用者が増加しているため、案内看板やガイドブックなどの充実を図る。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●		●	●	
藤七原湿地植物群落保全	湿地の回復・保全を市に要望し、協働による管理体制の確立を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	
ゲンジボタル保全・観察会開催	せせらぎの会や地域の手により、清谷川や庄司川の管理、清掃活動を行う。ホタル観察会を充実させて校区民同士の交流を図る。 	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	
衣笠自然ふれあい広場のビオトープ管理	子ども達が自然とふれあえる場としてのビオトープを維持するため管理に努める。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	
宮川水辺公園整備	公園整備を進め、管理体制について検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●
衣笠を美しくする推進運動	「田原を美しくする推進デー」に地域住民の参加を呼びかけて環境美化を推進する。小学生と高齢者の草取りによる地域ふれあい活動を推進する。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	



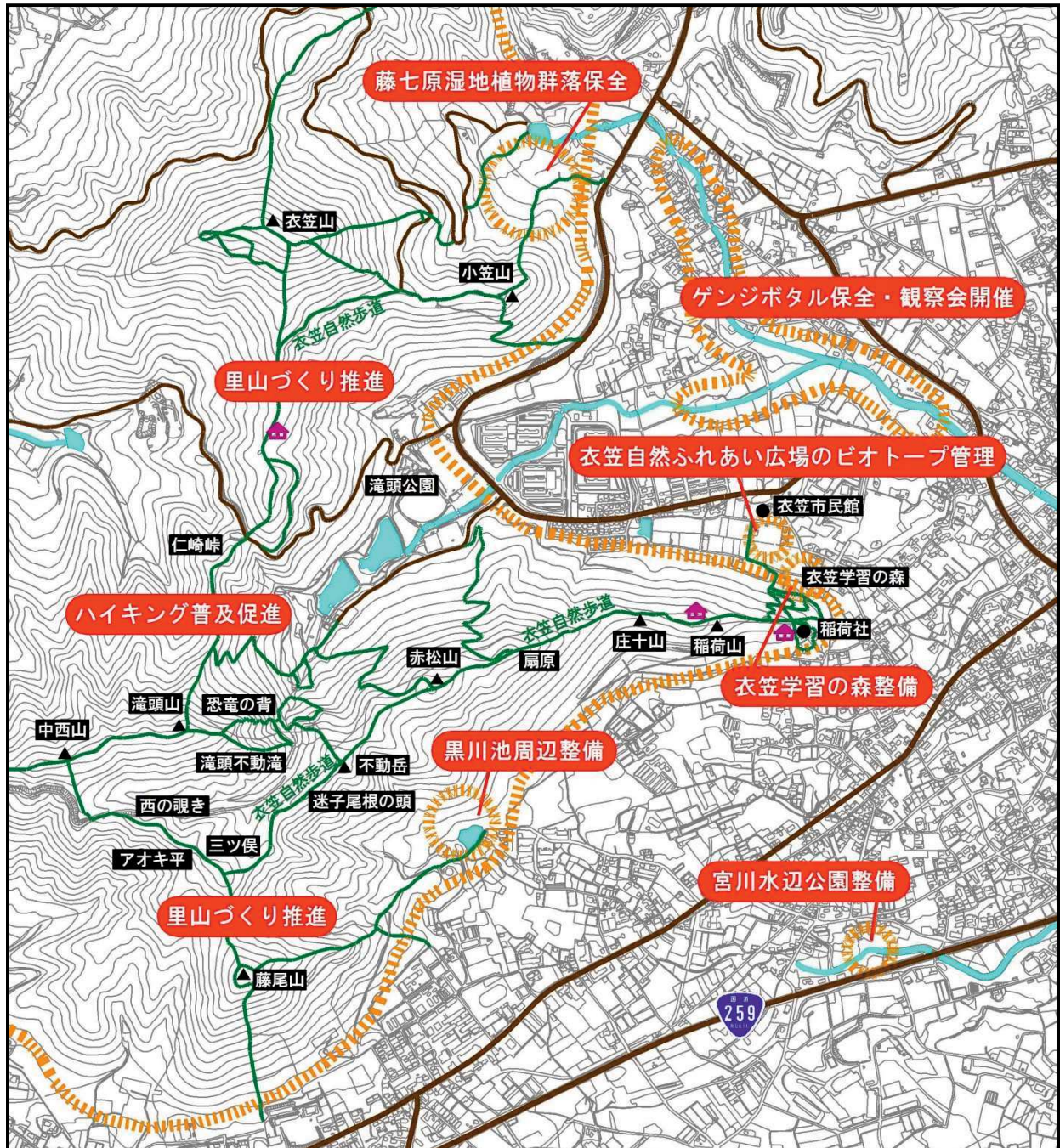
4 校区の生活環境

安心安全 みんなで築こう 住みよい衣笠

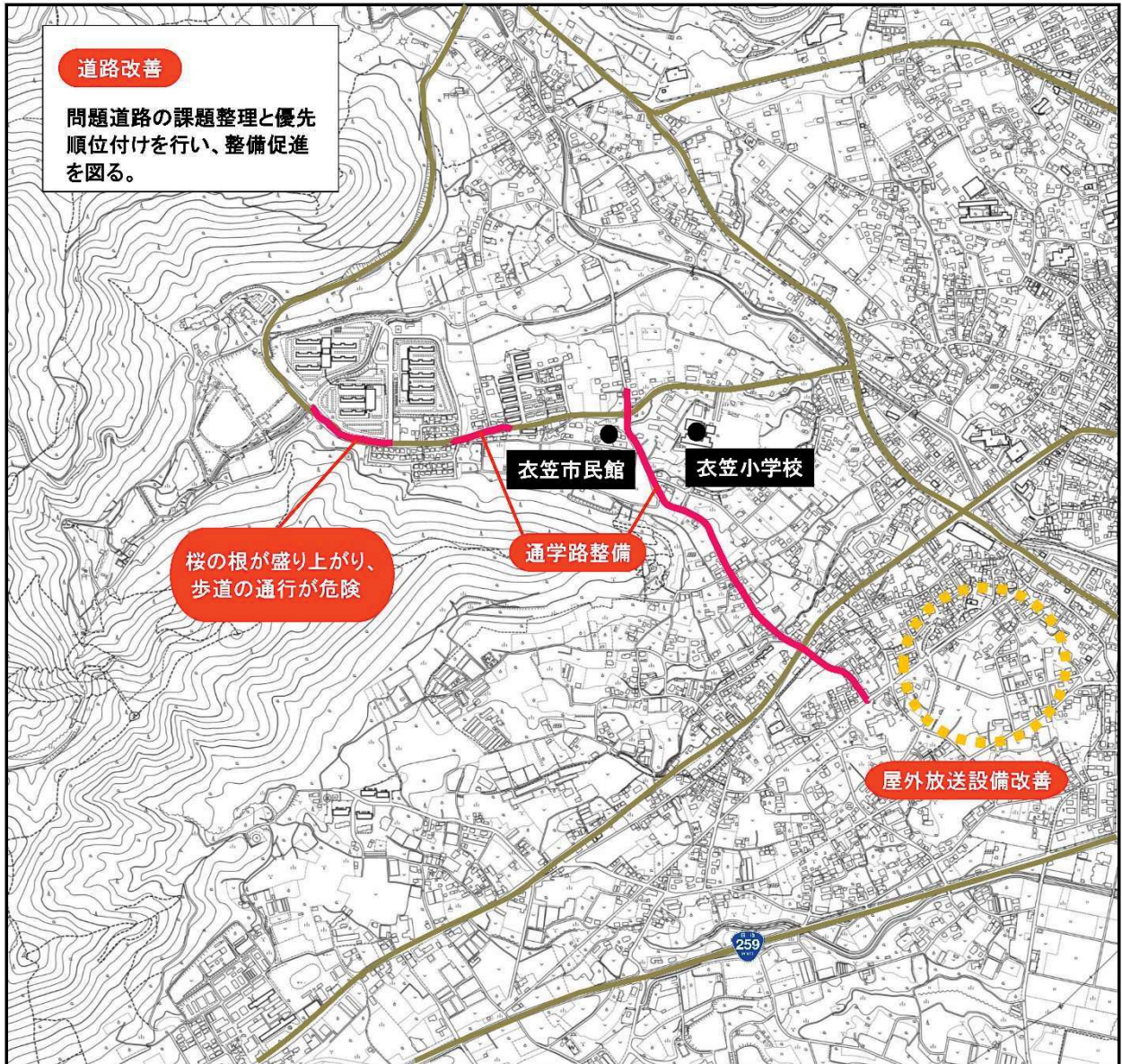
主要施策名	施策内容	種別		実施主体				
		ソフト	ハード	校区	地区	団体	市	国県
交通安全運動	交通安全運動、交通事故死ゼロの日を中心に街頭での啓発活動などを展開するとともに、交通安全推進協議会で危険箇所等の点検と改善を図る。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	
防犯活動推進	安心安全な地域づくりのため、地域でできる防犯活動について検討し、実施を図る。 小学校低学年の登下校の見守りを行う学校安全ボランティア「衣笠子ども見守り隊」の会員の拡充を図る。	<input type="checkbox"/>		●				
通学路等整備	①市道衣笠藤七原線、市道上八軒家井戸沢線の整備（現在整備中）を早急に進める。 ②問題路線、危険箇所の課題整理と優先順位付けを行い、整備を要望する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●
道路改善	①警察署周辺道路の改善を図る。（看板等） ②問題路線の課題整理と優先順位付けを行い、整備を要望する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●
公共交通の利用促進	路線バス、コミュニティバスを継続するため利用促進を図る。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●
環境美化啓発	ごみのポイ捨て・不法投棄・ごみステーション違反ごみ排出・犬のふん害の防止啓発を図る。必要に応じて看板等を設置する。	<input type="checkbox"/>		●	●		●	
校区防災連絡会議運営	会議を活用して校区の防災意識の向上を図るとともに、関係者による防災施設等の点検を行う。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	
屋外放送施設改善	同報無線の不感地帯の解消を図る。		<input type="checkbox"/>		●		●	
(新) デジタル化の推進	同法無線不感地帯解消のためにも、田原市の安心安全ほっとメールや Yahoo 防災速報等アプリの携帯電話へのダウンロードを推進する。 高齢者への携帯電話やパソコン講座の開催を検討する。 その他デジタル化への取組を検討する。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	●
消防団員の確保	消防団活動の維持のため、団員確保を図る。	<input type="checkbox"/>		●	●	●	●	

第3項 まちづくり計画図

■ 校区の自然環境



■ 校区の生活環境



《第5章》 推進体制

第1項 推進体制

1 進行管理

この計画を実現するため、校区コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進捗状況を確認し、各施策の主体となる住民、地区自治会、校区コミュニティ協議会、各種地域団体、行政等の事業実施を促します。

また、前年度役員がコミュニティ指導員として校区コミュニティ協議会に携わる体制を設け、毎年度役員が交替することにより事業の意図や内容が損なわれないようにします。

2 計画の周知

計画書（報告書・概要版）などを作成し、校区内の住民・各種団体等に計画内容を周知します。

校区コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが年度交替するため、毎年度総会において計画概要を紹介することで、地域課題・目標・施策等の共通認識を形成します。

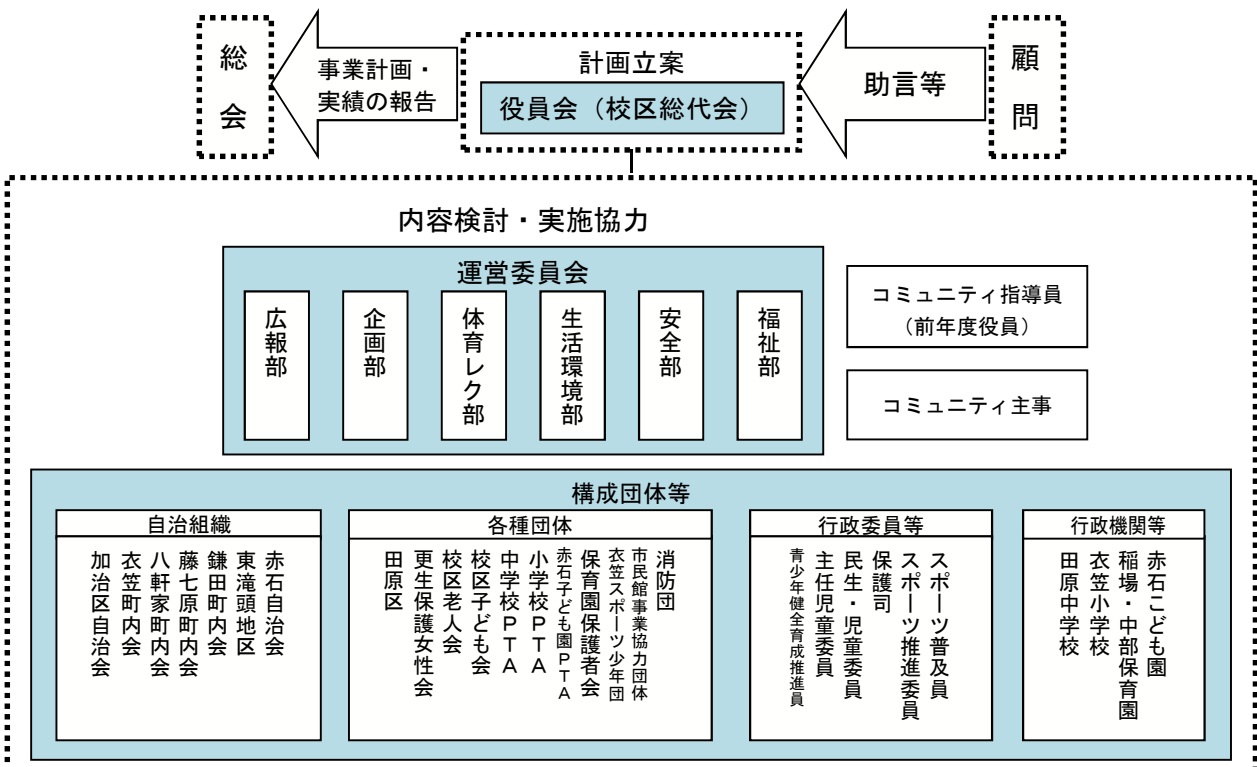
3 実施の推進

校区コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施します。行政に実施を求める施策は、行政・地域懇談会等における協議・調整や要望書提出などを行います。

このような活動を展開するために、校区内の地域団体・人材を育成し、地域活動の担い手を拡充していきます。

4 実現の調整

校区コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・地区自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織ですので、個々の施策実施状況を把握し、地域課題が解決されるように総括的な調整を行います。



《その他》

① 計画改訂の検討組織 「衣笠校区まちづくり推進計画改訂会議」

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	樋口 雄士	R4 年度コミュニティ協議会会長
2	副会長	木ノ本 弘文	赤石自治会会長
3	委員	天野 博之	加治区自治会会長
4	〃	白井 義久	衣笠町内会会長
5	〃	石川 行彦	八軒家町内会会長
6	〃	藤城 定男	藤七原町内会会長
7	〃	小田中 忠夫	鎌田町内会会長
8	〃	加藤 公樹	東滝頭地区総代
9	書記	小林 香奈	衣笠市民館主事
10	まちづくりアドバイザー	廣田 直子	親子交流館
11	〃	鳥居 伸光	廃棄物対策課
12	〃	森下 将光	広報秘書課

② 計画改訂の経過

期日等	経過	内容
R4. 4. 25 (月)	計画改訂打合せ	・改訂組織の検討ほか
R4. 5. 31 (火)	第1回計画改訂会議	・改訂の進め方・検討組織（委員） ・改訂スケジュール等の確認 ・校区、各自治会人口・世帯数の推移確認
R4. 7. 26 (火)	第2回計画改訂会議	・校区概要の確認 ・現況・課題の確認 ・まちづくり現況図等の確認 ・まちづくりに関する意見交換
R4. 9. 30 (金)	第3回計画改訂会議	・まちづくり現況図等の確認 ・主要施策の実績確認 ・主要施策の見直し
R4. 11. 29 (火)	第4回計画改訂会議	・推進体制の確認 ・改訂計画書素案の意見交換
R5. 1. 31 (火)	第5回計画改訂会議	・改訂計画書案の確認
R5. 3. 28 (火)	第6回計画改訂会議 (校区総代会)	・計画書原案の承認



衣笠校区

まちづくり推進計画

平成29年3月策定 令和5年3月改訂

